

9 技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表

◎ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条第2号ハ）の資格の両方を兼ねる。
 ○ 一般（法第7条第2号ハ）の資格のみ
 △ 一般（法第7条第2号ハ）の資格のみ。ただし、合格後、一級は3年、二級は5年の実務経験が必要
 ■ 指定建設業：指定建設業の専任技術者は◎の者と大臣認定のいずれかに限られる。

実務経験のみによる者は不可

資格区分及びコード番号	建設業法「登録基幹技能者講習」の他	職業能力開発促進法 「技能検定」 (旧職業訓練法)	民間資格 認定証、登録証 合格証書 技術審査合格証書	消防法 「消防設備士試験」	水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	電気通信事業法		電気工事士法		資格区分及びコード番号
						資格者証	資格者証	資格者証	資格者証	
99	大臣認定等	検査員	登録基幹技能者	一般	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	建設業の種類
36	大臣認定等	防排水工	防排水工	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
98	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
97	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
96	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
95	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
94	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
93	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
92	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
91	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
90	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
89	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
88	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
87	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
86	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
85	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
84	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
83	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
82	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
81	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
80	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
79	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
78	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
77	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
76	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
75	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
74	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
73	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
72	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
71	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
70	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
69	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
68	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
67	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
66	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
65	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
64	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
63	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
62	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
61	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
60	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
59	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
58	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
57	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
56	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類
55	大臣認定等	造園	造園	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	第一種電気工事士	第二種電気工事士	建設業の種類

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したもののみ

工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

等級区分はなく、実務経験不要

実務経験は、土工事に限る。

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工に関するもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に関するものに限る。

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

解体工事については、解体工事に関する実務経験のみに限る。

